

※2月20日の長期優良住宅法・住宅品質確保法の改正に伴い申請書等が変わります。

主な変更点は、次の通りです。

変更前	変更後
1 長期優良住宅と住宅性能評価の 両方を申請する場合は <u>それぞれの</u> 申請図書が必要。	住宅性能評価の申請に併せて長期優良住宅（長期使用 構造等の確認）の申請が可能。 （住宅性能評価と一体の申請図書）
2 長期優良住宅の単独申請 〈申請書のタイトル〉 『長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書』	長期優良住宅（長期使用構造等の確認）の単独申請 〈申請書のタイトル〉 『確認申請書』
※	また、所管行政庁の長期優良住宅認定審査において、『災害リスクに配慮する基準』が追加されました。 詳しくは各所管行政庁へご確認願います

株式会社 日本確認検査センター 住宅性能評価部

TEL：06-6231-1950